

問6. どのような変化があったのか具体的に教えてください。
障がい者が健常者より法で守られていると職場で働いててそう感じます。それが、弱者だからではなく同じ人間ですよ〜というのが書籍でも、実際研修を受けてもひしひし伝わるものがあります。
職場内でも障害者差別解消法について話し合われる機会が増えていると感じられる。
障がい当事者の方、ご家族などから相談を受ける際に、「こういう法律が出されているのに、配慮などあまり変わらないですよね…」というお話しは、比較的多く聞くようになったのではないかと思います。このような法律に敏感に反応し、いち早く知っていたのは、もしかすると障がい当事者又はそのご家族だったのかもしれない、と思いました。
職業として児童発達支援や放課後等デイサービスという障害を持っている子どもでも通える施設ができていたり、私が子どもの時より遥かに障がいを持った人達への配慮が多く見られています。そのため、児童と関わる中で合理的配慮が目わかるようになってきています。
少しずつだが行政サービスなどは障害者への配慮がなされるようになった。
働くところが増えたり、障害に対しての周囲の見方が変わった
障害は個性の一つとも考えられると言う感じ
ちょっとした事が虐待になるかなと思いつながら仕事をしています。
社会では健常者優先のシステムは変わらない。もっと障害者があたりまえに生活できる社会であって欲しい
利用者の意志決定を尊重することをいささかするようになった。
虐待や権利擁護について、触れる機会が多くなったように思う。
障害者差別解消法の合理的配慮が求められる事に対して、会社や事業者による配慮がされている様子。
本人の尊厳を大切にす中、合理的配慮という言葉のみが、一人歩きしているのか？
当事者からは、合理的配慮という名の差別といった声も聞かれる。
個別的要素はあるが。
社会及び双方に障害者差別解消法のさらなる周知が必要と思われる。
障害者の方々が生活しやすいように環境を整える意識がさらに高まった。
できる状況の工夫が増えたと思います。
研修などにさらに取り組むようになった
直接的な変化ではありませんが、学校では、少しずつ合理的配慮を意識した環境づくりが進んできていると思います。
障害特性にあった、配慮が増えてきている。
年に1回は事業所内でも研修を実施しています。仕事では、本人の尊厳を守る様に支援をしています。
虐待研修や委員会、責任者など努力義務が令和4年度からは義務化になること。
事業所内において、職員が利用者(障害者)との関係において、より慎重に注意深く接するようになったと思います。
話し方等を意識するようになった。
障がい児を支援する施設を運営しており、スタッフのほとんどが障がい当事者であるため、法人運営に対しても「合理的な配慮」を強く意識するようになった。一方で、公的機関が実施する研修等においては未だ十分な配慮がなされていないケースが散見され、行政でさえ法の趣旨を理解できないのではないかと思います。猛省を促すとともに一刻も早い改善を望んでやまない。
1人1人に理解しやすい方法等、その人に合わせた対応方法を考えるようになった。
聴覚障害者にはテレビ等で手話通訳者が今までよりも多く見られる。パラリンピックでの聴覚障害者の通訳には感動した。
しかしながら要約筆記は同等とは言えないのが残念だ。また、主催者が聴覚障害者に対し通訳者に伝えないと話したり、その内容を報告しても公的派遣元からは何ら返答や対策の動きがないのはいかなものかと思う。
車椅子なのですが、店を利用したりしても、邪魔だと言われたりする。色々な店でも、店員は嫌な顔をすることがある。
障がい者支援スタッフの障がい者に対する、言葉づかい等対応に変化が見られる。
障がいに関する知識が増える事で、個人個人に対する接し方や介助方法等の見直しを行え、またコミュニケーションも円滑に行えるようになった。差別意識の減少に今後も繋げていって頂きたい。
事業所内の環境整備
わかりやすい視覚的な掲示等にかけている。
飲食店や店舗で、車椅子の方でも利用可能なトイレや入口のスロープなど以前よりも増えてきた気がする。
差別については大きな変化はないにしても、法としての効果より人々の障害に対しての受け止め方の変換を感じています。
合理的配慮を求める声が増えたと思う。
公共交通機関や病院等で介助がなされるようになったこと。
理解と受け止めようとする考えが増えてきたと思う。難しいところは助け合おうとする姿勢も出てきた感じがする。
障害者を理解するとき、自分の中で傾聴～受容～共感と位置づけている。スタッフとも共感し統一したい。
支援はこれまでと変わらず行っているが、振り返りを行う際に意識するようになった。
学校現場で、いろいろな合理的な配慮を考えるようになった。また、本人、保護者の意向も聞くようになった。内容まではいかないが、法律ができたことは認知されている。
合理的配慮について官公庁や企業に働きかけやすくなった気がする。
少しずつではあるが多様化への理解が進んでいると思う。
市役所などで、車いす乗車している方が勤務されている。
子供自身が障がい者や健常者という言葉を使い、不平不満を訴えるようになった。以前は使う事が無かったし教えてもこなかった。
障害を持っている人でも、就労継続支援等に通い続ける事で、自信を持ち一般就労へ移行する事ができているから。
利用者の方々への特性に応じた合理的配慮、意思決定支援等（強度行動障がい支援に基づく利用者の方々への環境的配慮、虐待防止および身体拘束禁止等の権利擁護）、障害者差別解消法の認知と合わせて、利用者の方々へのサービス提供の在り方や意識も変化してきているのを感じます。
差別解消や虐待防止の研修が増え、考える機会が増えた。
外出時の歩道や道路、様々な店内など車イスの人が通りにくいのでは、と気になることが増えた。
ルビがふられている記事や看板など、以前は意識していなかったが、目に留まるようになった。
障がい者差別解消法が施行されたことにより、障がい者差別について考える機会となったが、一方で、正しい理解が得られないことによる誤解や、差別的な考えの助長につながるのではないかと言った懸念もある。
買い物、外食、銀行に行った時に「何かお手伝いすることがありましたら、仰ってください」と店員・銀行員の方に言われる事が多くなりました。
この法律が施行される前、障がい者の方の介助で外出した時などは健常者の方が、物珍しそうにジーンと障がい者の方を見ていました。今はそれらが無くなり、障がい者に対してのイメージが変わってきたのではないかと思います。